

令和6年4月

保護者のみなさま

貝塚市立二色学園
校長 宮瀧秀一郎

出席停止について

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

学校では、学校保健安全法に定められている、裏面の感染症にかかると「出席停止」という扱いになっております。

これらの病気にかかったら、学校に連絡し、出席停止の基準に従って、医師の許可があるまで、家庭で安静にしてください。治って登校する際には、「登校許可意見書」を医療機関で記入してもらい、学校へ提出してください。ただし、インフルエンザ並びに新型コロナウイルス感染症のいずれかになり患った場合には、医師による証明は必要なく、保護者による「出席停止報告書」の提出において、出席停止が認められています。

本用紙を保管の上、活用していただくこともできます。登校許可意見書等は、学校にもあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

保護者の皆様には、今後とも児童生徒の健康管理と保健衛生にご理解とご協力をお願いいたします。

[貝塚市立二色学園 072-438-2925]

登校許可意見書

貝塚市立二色学園

年 組 氏名

疾病名

診断により、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
月 日以降の登校が可能である。

令和 年 月 日

病 院
診療所

印

----- き り と り -----

学校長 様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書

年 組 名前

- 月 日、 病院・診療所・クリニックを受診した結果、
(インフルエンザ () 型 ・ 新型コロナウイルス感染症) と診断されました。
↑診断された病名に○を付けてください↑
- 出席停止の期間は、 (月 日～ 月 日まで) です。

※医師の指示のもと、**インフルエンザ**：発症後5日間かつ解熱後2日間

新型コロナウイルス感染症：発症後5日間かつ軽快後1日間

を経過しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

保護者 署名

学校感染症について

○これらの病気と診断されたときは、医師の許可ができるまで家庭で安静にし、学校を休まなければなりません。その間は、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。

○診断された場合は担任まで必ず連絡して下さい。

感染症の種類（第18条）		出席停止期間（第19条）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたくふかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師の指示によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。 出席停止期間や登校許可意見書の有無についても、医師の指示に従って下さい。
	その他の感染症 溶連菌感染症、手足口病、染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎 他	